

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 5 日

一般社団法人
山梨県管工事協会長 殿

山梨労働局労働基準部
健康安全課長

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正に係るリーフレットの送付について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 1 月 2 0 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令が公布され、労働者と同じ場所で働く個人事業者を保護の対象とする等が法的に義務付けられたところです。

今般、改正のポイントを示したリーフレットを作成いたしましたので、下記文書を送らせていただきます。

つきましては、会員事業場等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

送付文書

- 1 令和 8 年労働安全衛生法・作業環境測定法改正のポイント
- 2 令和 8 年労働安全衛生法・作業環境測定法改正のポイント
個人事業者等の安全衛生対策はどう変わる？（建設業向け）

照会先

山梨労働局 労働基準部 健康安全課

所在地：山梨県甲府市丸の内 1 - 1 - 11

電 話：0 5 5 - 2 2 5 - 2 8 5 5

担当：栗村

令和8年 労働安全衛生法・作業環境測定法 改正のポイント

令和7年5月14日公布

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

令和8年に施行される主な項目

- 【R8.1.1】登録機関・検査業者の不正対処・欠格要件強化
- 【R8.4.1】特定機械等の製造許可・検査制度の見直し
- 【R8.4.1】個人事業者への義務付け(機械の使用制限・安全教育等)
- 【R8.4.1】代替化学名通知制度(企業秘密情報の取扱い)
- 【R8.4.1】高年齢労働者の労働災害防止対策(努力義務化)
国が指針を策定
- 【R8.10.1】個人ばく露測定的位置づけ(作業環境測定の一部に)

次の事項は、公布日から施行されています
 ◆注文者の配慮義務の明確化
 ◆混在作業場所での元方事業者の措置対象拡大

今後の施行スケジュール

改正内容	想定される対応	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028年 (令和10) 年度	...	2030 (令和12) 年度
登録機関・検査業者の不正対処・欠格要件強化	省令改正等	5月14日 法律公布	4月	4月	4月		4月
設計審査及び製造時等検査の一部の民間移管	政令・省令改正等						
注文者等が講ずべき措置	政令・省令改正等 <small>※一部は公布日施行</small>						
代替化学名通知	省令・指針策定等						
高齢者の労働災害防止対策	指針策定等						
個人ばく露測定	政令・省令改正等						
業務上災害の報告制度	省令改正・システム整備等						
個人事業者等自身が講ずべき措置、業種を問わない混在作業での措置	政令・省令改正等						
ストレスチェックの実施事業場拡大	省令や指針の改正、マニュアルや地さんぽの体制整備等						
SDS強化	省令改正・モデルSDSの公表等						

加えて「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

【R8.4.1】治療と仕事の両立支援の推進
 職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。
 国が指針を策定

改正の詳細はこちらから
 改正安衛法等に係る
 特設ページ



令和8年 改正労働安全衛生法のポイント

個人事業者等の安全衛生対策はどう変わる？ 令和7年5月14日公布

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法(以下「法」という)による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

改正スケジュール 詳細は裏面をご確認ください

R7.5.14 注文者等への配慮

↳ 注文者の安全配慮規定を『全業種』に適用拡大(法第3条3項)

R8.4.1 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

↳ 個人事業者等を保護対象+義務主体に位置付け。元請・貸与者の措置も個人事業者等に適用

R9.1.1 業務上災害報告制度の創設

↳ 個人事業者等の業務上災害「報告制度」を新設(詳細は今後関連法令等により示す)

R9.4.1 個人事業者等自身への義務付け

／作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

↳ 個人事業者の義務が本格施行

- ・不適合機械の使用禁止／特定機械などに対する定期自主検査の実施
- ・危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講義務化
- ・混在作業において、作業間の連絡・調整対象に個人事業者を追加

用語解説

作業従事者

事業者が行う仕事の作業に従事する人(個人事業者を含む)

事業者(法第2条第3号)

事業を行う者で、労働者を使用するもの

個人事業者(法第31条の3)

事業を行う者で、労働者を使用しないもの

個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わない

元方事業者(法第15条第1項)

「一の場所」において、請負った仕事の一部を他の請負人に請負わせている事業者

特定元方事業者(法第30条)

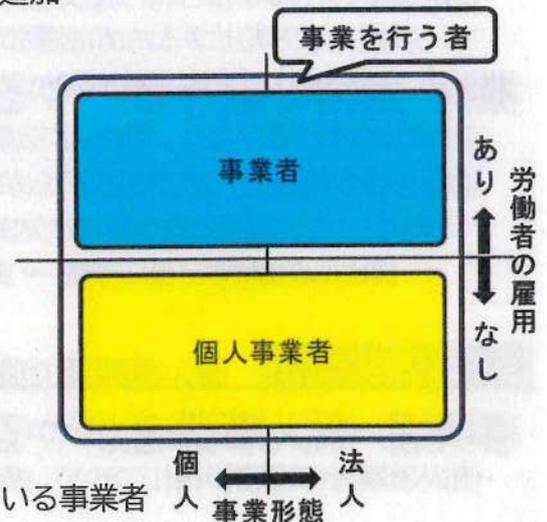
元方事業者のうち、建設業または造船業を行う事業者のこと。

建設業・造船業では同じ場所で違う会社の労働者が混在して作業するケースが多いため、

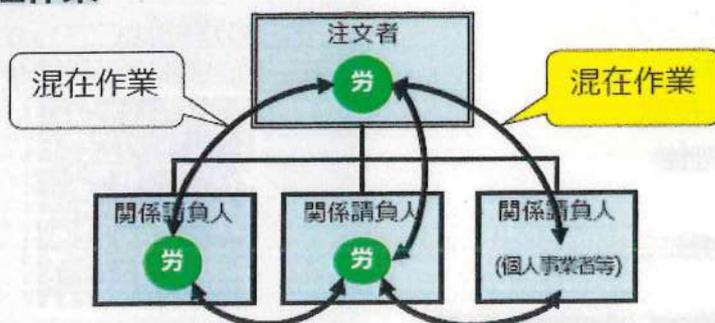
特定元方事業者には統括管理が義務づけられている。

作業場所管理事業者

仕事を自ら行う事業者で、当該仕事を行う場所を管理する者のこと。



混在作業



元請・下請・個人事業者(電気・設備・内装など)が、同じ場所・同じ時間帯に作業する状態を指す。重機のそばでの手作業、上下階同時作業、別業者の配線・切断・搬入が重なるときは要注意。

→ 現場で「かぶる作業」は事故が起きやすいため、段取り(時間・場所・順番)の調整が安全の決め手となる

役割ごとのポイント

R8.4.1 施行 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

特定元方事業者・元方事業者がやること

- ・混在作業の段取り調整(法第15条、30条等)

(例)個人事業者も「作業従事者」としてミーティングに参加。

足場の上で複数業者が同時作業 → 段取り調整し、場合によっては作業をずらす。

重機と人の動線、上下作業や停電／通電切替などを調整し、個人事業者を含めた作業従事者へ周知。

- ・現場全体の管理(法第15条、15条の3)

必要に応じ統括安全衛生責任者や店社安全衛生管理者の選任・連絡調整を実施。

対象は作業従事者まで拡大

- ・救護時の二次災害防止(法第25条の2、30条の3)

爆発・火災等で救護を行う場面を想定し、必要な措置を準備。

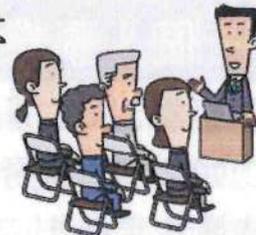
多重下請の場合は元方又は指名事業者が全員分の措置を講じる。

- ・法令違反の是正指示(法第29条)

関係請負人やその作業従事者に対し、違反の是正指示を行い、相手方は指示に従う。

- ・危険場所の技術指導(法第29条の2)

土砂崩壊等のおそれがある場所では、請負先の措置が適正になるよう技術上の指導等を行う。



注文者がやること

- ・特定事業の仕事自ら行う注文者は、建設物などを作業従事者に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない(法第31条)

機械・建物の貸与者がやること

- ・危険な機械を貸さない／貸与する機械には必要な安全措置を講じる(法第33条)

- ・建物を貸す場合も、労災防止のための措置を講じる必要あり(法第34条)

(例)リースした機械に安全装置が欠損 → 貸与者が点検・是正措置

貸ビルの機械室で保守作業 → 貸与者が危険箇所を明示

R9.1.1 施行 個人事業者の業務上災害の報告制度創設(関連政令にて詳細規定)

事業者・個人事業者がやること

- ・個人事業者の業務災害について、厚労省へ報告が可能となる。

R9.4.1 施行 個人事業者等自身への義務付け／作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

個人事業者がやること

- ・構造規格に適合していない／安全装置のない機械は使わない(法第42条2・3項)

- ・特定機械の定期自主検査＋記録保存(法第45条2・3項)

- ・教育の受講:危険・有害業務に就く前に特別教育を受講。

必要に応じ一般の安全・衛生教育にも努める(法第59条4項、60条の2第2項)

- ・元請・管理者の安全措置に協力し、必要事項を遵守(法第4条、26条、27条)

作業場所管理事業者がやること

- ・管理する場所で危険・有害業務が行われるときは、作業間の連絡・調整等、災害防止のための措置を実施。

(例)切断作業(火気使用)と設備作業(ガス配管)が近接

→ 作業間の干渉防止ミーティングを実施

- ・個人事業者も「作業従事者」として連絡調整の対象に。

改正の詳細はこちらから
改正安衛法等に係る特設ページ

